3月29日22:50発タシケント発翌30日9:00ソウル着のアシアナ航空チャーター便の航空券の購入希望者を受け付けます

● 当地アシアナ航空より当館に対し、上記チャーター便の搭乗を希望する在留邦人向けの優先予約の受付に関する案内がありましたところ、希望者は明日18日(水)午前10時までにパスポート表記上の氏名並びにパスポート番号を以下のアドレス宛でに電子メールにてご連絡ください。当館にてとりまとめの上、アシアナ航空当地事務所並びにソウルから東京への乗り継ぎ便を手配する当地旅行代理店 KOSOLAIR 社に通報します(ただし、これをもって搭乗予約確定にはなりませんのでご留意願います)。

宛先: uzshien@ts. mofa. go. jp

- ソウルから東京への乗り継ぎ便(大韓航空 KE001 便3月30日17:40発,同日20:00成田 着を予定)は上記 KOSOLAIR 社が手配します。最終的に上記チャーター便への搭乗が確定した方には 当館よりメールにて連絡を差し上げますが、その後、同社を通じてタシケント〜ソウル〜成田の航空 券の購入をお願いします。上記の乗り継ぎ便の搭乗が可能となった場合には、空港内のトランジット、査証不要、預入れ荷物スルーという手配が可能と聞いております。詳細は、同社(連絡先:+998-99-916-6185,担当キム氏)までご連絡願います。
- 販売価格は現時点で未定です。判明次第、ご連絡差し上げます。
- 成田空港到着時の検疫については、3月9日より韓国から航空機で入国する場合は、①自宅等での14日間の待機、②公共交通機関を使わずに自家用車等での帰宅が基本となりますが、中国・韓国以外の国を出発し、韓国を経由して日本にきた航空機に搭乗してきた方(上記便を使用される方が該当します)については、経由地である韓国で入国せずにトランジットの場合であって、かつ到着の際の検疫時に搭乗した航空機に有症状者がいないなどの要件が満たされる場合は、上記①及び②の対象にならない場合があります(ただし、その場合でも同じ航空機内に有症状者がいないことが確認されるまでの間、空港内で待機になる可能性があります)。
- なお、現在、当館ではウズベキスタン政府に対して在留邦人の皆様の本邦への帰還を目的とする 特別チャーター便の運航を鋭意求めております。本日、アハートフ外務次官より当館に対し、まだ 確定したわけではないが、そのようなチャーター便を鋭意検討している旨の発言がありました。運航 が確定し、具体的な日程等の詳細が明らかになりました段階で、再度連絡をさせていただきます。
- ご不明な点は、当館(担当:箭本書記官,堀口書記官)までご連絡願います。

〇 在ウズベキスタン日本国大使館

住所: Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表) +998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009